別紙１

令和５年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

（地域医療介護総合確保基金）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる事業所・施設等 | 対象経費※通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成 |
| 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 | 【職場環境復旧・環境整備に係る費用】 |
| （ア） | 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。） | ① | 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し，職員が不足した場合を含む。） | **〇職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保**・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る）**〇通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保**・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 | **〇介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用****〇感染性廃棄物の処理費用****〇在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用****〇通所系サービスの代替サービス提供のための費用**・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） |
| ② | 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 |
| ③ | 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業（※令和４年度のみ） |
| ④ | 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く） | 〇**職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保**・一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る） |  |
| ⑤ | 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等 | **〇感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設等に限る）** |
| （イ） | 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（（ア）①、③に該当しない場合） | **〇通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保**・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 | **〇通所系サービスの代替サービス提供のための費用**・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） |
| （ウ） | 介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等（利用者の受け入れ、応援職員の派遣）※以下の介護サービス事業所・施設等と連携・（ア）の①又は③に該当する介護サービス事業所、施設等・自主的に休業した介護サービス事業所 | **〇連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用**・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費 |  |

別紙２

令和5年9月1日修正

令和6年3月7日修正

申請書提出期限及び補助基準額の取扱いについて

１　申請書提出期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 提出期限 | 備考 |
| 令和４年度中に生じた経費 | 令和５年９月29日 | ・令和４年度事業の提出期限（令和５年３月16日時点）において感染対応が継続中などの事由により、期限までに申請できなかった場合に限る。・期限以降に提出されたものは受付けません |
| 令和５年４月１日～令和５年８月までに生じた経費 | 令和５年9月29日 | ・集団感染等で対応が継続している場合、感染対応が終了し申請額が確定し次第、速やかに提出してください。 |
| 令和５年９月～令和５年12月までに生じた経費 | 令和６年１月20日 |
| 令和６年１月～令和６年３月末までに生じた経費 | 令和６年５月31日 | ・期限以降に提出されたものは、受付けできません。・予算の状況を踏まえ、補助金の交付額を調整する可能性があります。 |

２　補助基準額及び個別協議の取扱いについて

（１）令和５年度補助金の基準額（補助上限額）は、令和４年度と同額としています。

　　　ただし、下記（ア）（イ）のいずれにも該当する場合、個別協議の上、基準額を超過して申請することができます。この場合、申請書の提出と併せて、個別協議書を提出してください。

　　（ア） 同時期又は一定期間（概ね１か月程度）に、同事業所・施設等で定員の半数以上又は10人以上の有症感染者が発生した場合

　　（イ）基準額を大幅に超過する支出があるなどの事由により、基準額による補助金の交付では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合

（２）留意事項

・個別協議を伴う申請については、予算の執行状況を加味した上で交付額を算定するため、補助金の交付まで通常の申請より期間を要する可能性があります。

　　　・個別協議はあくまでも例外的な措置であることに御留意ください。

　　　・申立書の内容について、審査担当者からより詳細な状況をヒアリングする場合があります。